

第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託

(2) 業務目的

本町では、令和5年7月に策定した東吾妻町第2次総合計画後期基本計画の計画期間（令和5年度から令和9年度の5年間）が令和9年度をもって満了となることから、令和8年度・令和9年度の2か年で新たに東吾妻町第3次総合計画（以下、「第3次総合計画」という。）を策定する。第3次総合計画は、社会経済情勢の変化に対応し、地域の現状や住民意識を踏まえた、本町のまちづくりの最上位計画として策定するものである。

あわせて国の「総合戦略」の方向性を踏まえた町版総合戦略との一体的な計画体系を構築し、重複施策の整理及び政策効果の向上を図ることを目的とする。

策定には、行政運営、市民参画に関連する広範な知識と経験、専門性が必要であり、これらを踏まえ、本町の状況に合わせた優れた提案ができる事業者には業務を委託することとする。

本要領は、本委託業務に適した事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するための事項を定めるものである。

(3) 業務内容

「第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示す。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

本業務は、令和8年度・9年度の2か年で第3次総合計画を策定するうちの令和8年度分である。

なお、令和9年度は、令和8年度に契約した事業者との随意契約を予定しているが、契約を確約するものではない。

(5) 業務委託料

3,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

2 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1) 東吾妻町において対象事業の競争入札参加資格を有していること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- 3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、東吾妻町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年東吾妻町告示第 26 号）による指名停止を受けていないこと。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- 5) 令和 3 年度以降に地方公共団体から委託された総合計画策定の業務実績があること。

3 プロポーザルの手続き

(1) プロポーザルの公募及び実施要領等の交付

本プロポーザルへの公募を以下のとおり行い、併せて実施要領等の交付を行う。

- 1) 配布日時 令和 8 年 6 月 9 日（火）から
令和 8 年 6 月 16 日（火）まで
- 2) 配布場所 東吾妻町ホームページにて掲示

(2) プロポーザル参加表明書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

- 1) 提出期限 令和 8 年 6 月 24 日（水）17：00 時まで
- 2) 提出場所 本要領「8 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に掲げる場所
- 3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、提出期限必着とする。
- 4) 提出書類 参加表明書（別紙様式 1） 1 部

(3) プロポーザル実施内容に関する質問

本プロポーザル及び業務委託に関して質問がある場合は、簡易なものを除き、次により受け付ける。

- 1) 受付期間 令和8年6月 9日（火） 8：30から
令和8年6月16日（火）17：00まで
- 2) 提出場所 本要領「8 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に掲げる場所
- 3) 提出方法 電子メール又はFAXによる。
- 4) 提出書類 質問書（別紙様式2） 1部
- 5) 回答方法

質問は随時電子メールにて質問者に回答（返信）すると共に、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、質問回答集としてまとめ、令和8年6月18日（木）17：00までに参加表明者全員に電子メールにて回答する。なお、質問者名は公表しない。

(4) 提案書等の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書の提出後、次により提案書を提出すること。

- 1) 受付期間 令和8年6月17日（水） 8：30から
令和8年6月24日（水）17：00まで
- 2) 提出場所 本要領「8 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に掲げる場所
- 3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、提出期限必着とする。
- 4) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

本要領「4 審査方法・審査項目（2）審査項目・評価内容」を踏まえたものとする。

イ 見積書（任意様式）

積算内訳が分かる見積書（消費税及び地方消費税を含む。）を示すこと。

- 5) 提出部数 6部（正本1部 副本5部）

6) 注意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

イ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

ウ 提出された提案書は、審査にあたり複製を作成する場合がある。

エ 提出された提案書等は、町の所有とし、返却はしない。

オ 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者選定以外の目的では使用しない。

カ 提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）は認めない。

（5）失格事項

ア 提案書の提出方法、提出期限、本要領及び仕様書を遵守しない者

イ 提案書の提出書類に虚偽の内容を記載した者

ウ 本要領に定める以外の方法により、審査委員又はその関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた者

エ 公正な競争の執行を妨げたり、不正な利益を得るための話合いを行った者

4 審査方法・審査項目

（1）審査方法

ア 審査は、東吾妻町第3次総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、審査項目に基づき書面により行い、契約候補者を選定する。

イ 審査委員会において、提出された提案書の内容による採点評価を行い、最も得点が高い提案を行った者を契約候補者として選定する。

ウ 最高得点者が複数いる場合には、各審査委員による評価点数の平均値が最も高い者を契約候補者として選定する。

エ 上記ウの場合において、平均点が最も高い者が複数いる場合は、審査委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

オ 参加者が1者の場合は、各審査委員による評価点数の平均点が60点以上であれば、契約候補者として選定する。ただし、この1者を契約候補者として選定することに反対の委員がいる場合は、審査委員会による多数決によって選定することとし、選定への賛成者が過半数であれば選定、半数未満であれば、その事業者は選定しないこととする。

(2) 審査項目・評価内容

審査項目及び評価内容は以下のとおりとする。

審査項目	評価内容
1 業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none">・業務目的・内容について十分に理解しているか。・本町の状況を踏まえた提案となっているか。・総合計画と総合戦略の一体化に向けた考え方が示されているか。
2 地域の現状分析及び地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none">・計画策定の基礎となる基本指標の把握、分析の方法・考え方は、適切で効果的か。・住民意識調査、関係団体・民間事業者等調査の調査項目について、町の実情を考慮した上で将来を見据えた提案となっているか。・住民意識調査、関係団体・民間事業者等調査の結果分析方法は、効果的な提案となっているか。
3 施策設定・進行管理手法	<ul style="list-style-type: none">・施策の設定方法・考え方は、適切で効果的か。・施策体系の構築方法が論理的で、総合計画と総合戦略の整合性が確保されているか。・掲載する施策の進行管理手法は、効果的な提案となっているか。
4 住民参加手法の提案	<ul style="list-style-type: none">・住民参加の会議体（ひがしあがつま創生会議等）の運営支援、住民意識調査や関係団体・民間事業者等調査の活用方法等、住民の意見を計画に反映させる手法について、効果的な提案となっているか。・住民ワークショップの目的、テーマ設定、進行方法、成果の整理が具体的かつ効果的か。
5 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を遂行するための組織体制は整っているか。・本業務に従事する予定の者は、総合計画策定に関する知識や経験を有しているか。
6 業務実績	<ul style="list-style-type: none">・群馬県内の自治体における総合計画策定支援について、十分な実績があるか。また、そのノウハウを本業務に活用することが期待できるか。
7 見積額	<ul style="list-style-type: none">・見積額及び積算内訳は妥当か。・上限額以内に収まっているか。
8 独自提案	<ul style="list-style-type: none">・計画一体化、住民参加の観点で独自の工夫があるか。・上記以外に本業務の遂行につながる新たな視点や手法等について参加者独自の効果的な提案があるか。

(3) 審査結果の通知

本プロポーザルの参加者全員に対し、令和8年7月上旬までに書面にて通知する。

(4) その他

審査委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

5 契約の締結

- 1) 契約候補者として選定された事業者は、契約事業提案書等を基に細部について協議の上、東吾妻町財務規則（平成18年規則第34号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結する。
- 2) 選定した契約候補者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、審査結果において総合評価が次に高い参加者と協議を行うこととする。
- 3) 委託契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

6 プロポーザルの日程

令和8年	6月9日(火)	プロポーザル実施要領（説明書）の配付開始 参加表明書及び質問書の受付開始
	6月16日(火)	プロポーザル実施要領（説明書）の配付終了 参加表明書及び質問書の提出期限
	6月17日(水)	提案書の受付開始
	6月18日(木)	質問書に対する回答期限
	6月24日(水)	提案書の提出期限
	7月上旬	審査及び審査結果の通知送付 契約候補者選定結果の公表（町ホームページにて掲示）
	7月中旬	業務委託契約締結

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、当該業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、東吾妻町個人情報保護条例（平成18年条例第10号）に基づきその取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、

その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地

東吾妻町役場 企画課 腰塚・飯塚

電話：0279-68-2111 FAX：0279-68-4900

電子メール：ki-chousei@town.higashiagatsuma.gunma.jp